

# 青森県報

号外第五十五号

平成二十五年  
七月二十二日  
(月曜日)

## 目 次

### 告 示

青森県保健医療計画の変更…………… (医療業務課) …… 1

## 告 示

青森県告示第五百九十七号

医療法（昭和二十三年法律第百二十五号）第三十条の六の規定により、青森県保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条の四第三項の規定により公示する。

なお、変更後の青森県保健医療計画は、青森県健康福祉部医療業務課及び各地域健康民の地域健康福祉部の保健総室に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月二十二日

青森県長 三 社 申 印

### 青森県保健医療計画の変更内容

青森県保健医療計画を下記のとおり変更した。

#### 第 1 青森県保健医療計画の内容

##### 第 1 編 総論

#### 第 1 章 計画の基本的な考え方

##### 1 計画作成の趣旨

保健医療を取り巻く環境は、高齢社会の進展に伴う疾病構造の変化や介護ニーズの増大、医療技術の高度化、県民の保健医療に求める内容の多様ななど、大きく変化しています。

本県では、平均寿命が年々延びてはいるものの、男女とも全国最下位となっていることから、全国との健康格差が縮小され、すべての県民が健康と生きがいを持ち、健康で暮らす社会の実現が求められており、県民が健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことが重要となっています。このため、県民が、適切な保健・医療・福祉（介護を含む。）サービスの提供を受けられる環境を整備していく必要があります。

県では、こうした保健医療を取り巻く環境や本県の課題を踏まえて、今後の保健・医療提供体制の充実を図るため、青森県保健医療計画の見直しを行いました。

##### 2 計画見直しの要点

国の医療計画作成指針に基づき、以下について、重点的に見直しを行いました。

特に、人口20万人以下の二次医療圏について、地理的条件等の自然条件及び日常生活の需要の充足状態、交通事情等の社会的条件等を考慮して、入院に係る医療を提供する一体の区域として適切に設定されているか、重点的に検討を行いました。

これまでの4疾病、5事業と同様に、精神疾患及び在宅医療についても、医療連携体制に必要な医療機能を明示しました。

5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）、5事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）及び在宅医療について、公的統計等を用いた指標等を用いて、地域の医療提供体制の現状を分析し、課題を抽出しました。また、この課題を解決するため、数

値目標を定め、目標達成のために必要な施策を記載しました。

### 3 計画の位置付け

本計画は、医療法第30条の4第1項において都道府県が定めるものとされている「医療計画」であるとともに、「健康あおもり21（第2次）」、「第二期青森県がん対策推進計画」、「青森県感染症予防計画」、「あおもり高齢者すこやか自立プラン」、「青森県地域ケア体制整備構想」、「青森県障害福祉計画」、「わくわくあおもり子育てプラン」及び「青森県医療費適正化計画」等の各種計画と整合性をもった本県の保健医療に関する基本計画です。

「青森県基本計画未来への挑戦」において、実現を目指す「生活創造社会」に向けて、保健医療分野における取組を具体的に推進するための計画の一つです。

県のほか、県民、保健・医療機関、関係団体、市町村等の参画と協働のもと、それぞれの主体が、役割に応じて、保健・医療分野の取組を進めるための基本指針です。

### 4 計画の期間

計画期間は、平成25年（2013年）度を初年度とし、29年（2017年）度までの5年間とし、保健・医療を取り巻く環境や社会経済情勢の変化に対応して、必要に応じた見直しを行います。

### 5 計画の基本方針

限りある地域の医療資源を有効かつ効率的に提供するため、かかりつけ医から地域の中核的病院等に至る各医療提供施設間の機能分担と連携を推進するとともに、医療に関する情報共有の仕組みづくりを進めます。

また、地域医療の確保を図るため、弘前大学医学部、自治体病院及び公的な医療機関、医療関係団体との連携を一層推進するとともに、自治体病院の機能再編成を進めます。

県民が生涯にわたり健康で安心した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉サービスを利用者本位の視点で適時適切に一体的に提供する「保健・医療・福祉包括ケア」の推進を図ります。

健康寿命に大きな影響を及ぼす生活習慣病や高齢社会の進展に伴う認知症患者の増加などに対応し、県民の生活の質の向上を実現するため、特に、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患に対応した医療連携体

制の構築を図るとともに、結核・感染症など各種疾病等についても、疾病の特徴に応じた保健医療対策を推進します。

地域における医療提供体制の確保において重要となる救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療並びに在宅医療に対応した医療連携体制の構築を図ります。

県民の健康教養（ヘルスリテラシー）の向上、ライフステージに応じた生活習慣等の改善、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、県民の健康を支え、守るための社会環境の整備の4つを基本方向として、早世の減少と健康寿命の延伸により全国との健康格差の縮小をめざします。

利用者自らが、保健・医療・福祉サービスを選択し、活用していくことができるよう、県民に対する情報提供体制の整備を図ります。

また、保健・医療・福祉サービスの提供において、関係する機関や専門職間の連携が円滑に行われるよう、情報共有体制の整備を図ります。

県民の安全・安心を守るため、医療安全対策の取組を進めるとともに、健康危機の未然防止と健康危機が発生した場合における迅速かつ的確な対応が可能な体制づくりを進めていきます。

医師や看護師をはじめとする保健医療従事者の養成を積極的に推進するとともに、必要とされる保健医療従事者の確保と資質向上を図ります。

## 第2編 各論

各論各章の項目と施策の方向は次のとおりです。

### 第1章 質の高い保健・医療・福祉サービスの提供のための取組

#### 第1節 機能分担と連携による体系的な医療体制の整備

##### 1 プライマリ・ケアの普及・充実

##### 2 二次医療の確保・充実

##### 中核病院の維持・充実

##### 医療機関の連携強化の推進

##### 地域の医療機能を踏まえた診療機能の整備

##### 患者・家族教育の推進

##### 3 三次医療の確保・充実

##### 特殊・高度専門医療の整備・充実

##### 医療機関の連携強化の推進

##### 4 自治体病院の機能再編成

## 自治体病院の適切な役割分担と医療ネットワークの構築

### 5 県立病院

県立病院としての役割の明確化と診療機能の充実

### 6 公的な医療機関

公的な医療機関の高度・特殊医療を担う医療機関としての機能の充実

### 7 多様な役割分担・連携の推進

施設間の機能分担とより緊密な連携の推進

地域医療支援病院の整備促進

医薬分業の推進

### 第2節 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進

#### 1 保健・医療・福祉包括ケアシステムの推進

予防を重視した包括ケアの推進

地域リハビリテーション、地域連携パスなどの広域的な取組

#### 2 地域連携パスの普及

保健・医療・福祉のサービスが切れ目なく、かつ効率的に提供される地域連携体制づくりの推進

#### 3 地域リハビリテーション支援体制の整備

地域リハビリテーション支援体制づくりの推進

地域リハビリテーション事業の充実強化

障害者に対する総合的リハビリテーションシステムの確立

### 第3節 保健・医療・福祉の拠点機能の充実・強化

#### 1 保健所の機能充実・強化

市町村や関係機関との連携体制の強化

保健・医療・福祉に関する地域の情報拠点としての機能の強化

地域保健に関する専門的かつ技術的拠点としての機能の強化

健康危機管理体制の拠点としての機能の強化

企画及び調整の機能の強化

#### 2 市町村における機能の充実・強化

市町村における保健・医療・福祉の拠点機能の充実・強化による保健・

医療・福祉包括ケアシステムの推進や医療と介護の連携

#### 第4節 保健・医療・福祉の情報提供の推進

1 医療機能に関する情報提供

「あおもり医療情報ネットワーク」などによる、県民が必要とする医療機能情報の提供

病院、診療所、助産所又は薬局は、医療を受ける者が必要な情報を得られるよう、県知事に報告した医療機能情報を提供

#### 2 疾病事業ごとの各医療機能を担う医療機関の情報

5 疾病及び5事業、在宅医療について、医療連携体制の構築に必要な医療機能を担う医療機関を把握し、個別医療機関名をホームページ等で公表

#### 3 保健・医療・福祉に関する情報共有

保健・医療・福祉に関する情報提供を進め、活用できる体制を整備

患者の診療情報等を関係機関が共有し、よりよい医療の提供や介護サービス

の提供に活かす取組の推進

#### 4 医療提供施設における情報の電子化

電子化された医療情報のセキュリティの徹底

電子化された医療情報のセキュリティの徹底

### 第2章 医療連携体制の構築等

#### 第1節 がん対策

がんの予防と早期発見

手術療法、放射線療法、化学療法を単独で行う治療や集学的治療の実施

可能な体制整備

放射線療法、化学療法、手術療法の更なる充実とこれらを専門的に行う

医療従事者の育成

がんと診断された時からの緩和ケアの推進

地域連携、支援を通じたがん診療水準の向上

情報提供と相談支援機能の充実

がんの教育・普及啓発

がん登録の充実と研究の推進

小児がん対策

働く世代への支援

#### 第2節 脳卒中対策

(発症及び再発予防のための) 県民への啓発事業

発症後、速やかな搬送と専門的な診療が可能な体制の構築

進行度に応じたリハビリテーションが可能な体制の構築

## 在宅療養が可能な体制の構築

## 第 3 節 急性心筋梗塞対策

(発症及び再発予防のための) 県民への普及啓発

発症後、速やかな救命処置及び搬送が可能な体制の構築

発症後、速やかな治療開始が可能な体制の構築

再発を予防するための体制の構築

## 第 4 節 糖尿病対策

健康あおもり21 (第2次) と足並みをそろえた糖尿病予防対策の推進

患者の症状に応じた適切な医療が提供される体制の構築

患者の治療中断の防止対策

## 第 5 節 精神疾患対策

保健サービスやかかりつけ医等との連携により、地域格差のない精神科

医を受診できる体制の構築

患者の状態に応じて、外来医療や訪問診療、入院医療等の必要な医療を

提供し、保健・福祉等と連携して地域生活や社会生活を支える体制の構築

精神科救急患者 (身体疾患を合併した患者を含む。) 、身体疾患を合併

した患者や専門医療が必要な患者等の常態に応じて、速やかに救急医療や

専門医療等を提供できる体制の構築

うつ病等の診断及び患者の状態に応じた医療を提供できる体制の構築

認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要な医療を提供でき

る体制の構築

## 第 6 節 救急医療対策

適切な病院前救護活動が可能な体制の構築

重症度・緊急度に応じた医療が提供可能な体制の構築

救急医療機関等から療養の場への円滑な移行が可能な体制の構築

## 第 7 節 災害医療対策

災害急性期 (発災後48時間以内) において必要な医療が確保される体制

の構築

急性期を脱した後も住民の健康が確保される体制の構築

## 第 8 節 周産期医療対策

正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、地域周産期施設間の連

携

周産期の救急対応が24時間可能な体制の構築

新生児医療の提供が可能な体制の構築

N I C U等を退院した新生児の療養・療育支援が可能な体制の構築

将来にわたる周産期医療提供体制の維持・充実

周産期医療向上のための方策

## 第 9 節 小児医療対策 (小児救急を含む)

子どもの健康を守るために、家族を支援する体制の構築

小児患者に対し、その症状に応じた対応が可能な体制の構築

地域の小児医療が確保される体制の構築

療養、療育支援が可能な体制の構築

## 第10節 へき地医療対策

へき地勤務医師の確保

へき地医療の確保

診療の支援

## 第11節 在宅医療対策

円滑な在宅医療移行に向けての退院支援が可能な体制の構築

日常の療養支援が可能な体制の構築

急変時の対応が可能な体制の構築

患者や家族が望む場所での看取りが可能な体制の構築

## 第12節 歯科対策

## 1 歯科保健対策

小児期のむし歯予防対策

定期的な歯科健診の受診 (歯周病予防対策)

口腔機能の維持・向上

8020運動の更なる推進と個人の取組に対する社会の支援

要介護高齢者や障害児者の歯科保健対策

## 2 歯科医療対策

地域における歯科医療体制の整備

要介護高齢者や障害児者に対する歯科医療の確保

## 第13節 その他の医療対策

## 1 感染症対策

新しい時代の感染症対策の構築

- 2 結核予防対策
  - 感染症の発生の予防・まん延防止に備えた事前対応型の対策の充実
  - 感染症指定医療機関の整備・充実
  - 総合的かつ計画的な結核対策の推進
  - 正しい知識の普及啓発
  - 患者の早期発見
  - 患者支援
  - 患者の家族、接触者からの新たな患者発生の防止
  - 関係機関との連携、協力体制の充実
  - 適正医療の普及
  - 結核病床の確保及び結核医療の充実
- 3 エイズ対策
  - 正しい知識の普及啓発
  - 相談・検査体制の充実
  - 専門的知識を有する医師等の人材養成と医療従事者等の資質の向上
  - 医療機関における患者・感染者の受入体制の充実
  - エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上
- 4 感染症等医療対策（感染症・結核・エイズ）
  - 感染症指定医療機関の整備・充実
  - 結核病床の確保及び結核医療の充実
  - エイズ治療拠点病院の診療体制の充実及び医療従事者の資質の向上
- 5 肝炎対策
  - 肝炎ウイルス検査の促進
  - 適切な肝炎医療の推進
  - 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発
- 6 難病対策
  - 難病患者・家族への支援の充実
  - 難病患者等の相談体制の充実
  - 在宅療養等の環境整備
- 7 その他の保健医療対策
  - (1) 臓器移植及び造血幹細胞移植  
臓器移植に関する普及啓発

- 移植医療実施のためのネットワークの充実  
骨髄バンク登録希望者拡充のための普及啓発  
臓器移植及び造血幹細胞移植の推進を図るための民間活動の醸成  
本県における臍帯血移植実施体制の構築方策の検討
- (2) 血液確保対策
    - 献血思想の普及啓発
    - 献血受入体制の整備・拡充
    - 血液製剤の使用適正化
- 第3章 健康づくりと保健福祉対策
- 第1節 健康づくり運動の推進
- 県民の健康教養（ヘルスリテラシー）の向上  
ライフステージに応じた生活習慣等の改善  
生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底  
県民の健康を支え、守るための社会環境の整備  
生活習慣の改善への取組（栄養・食生活、身体活動・運動、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康）
- 生活習慣病の発症予防と重症化予防への取組（がん、循環器疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺炎）
- こころの健康への取組（こころの健康づくり、休養（睡眠）、認知症）
- 第2節 母子保健の向上
- 子どもや母親の健康の確保  
食育の推進  
思春期保健対策の充実  
不妊治療対策の充実
- 第3節 成人・高齢者保健福祉対策
- 特定健康診査及び特定保健指導の推進  
介護保険制度の適正な運営の推進  
介護予防と認知症対策の推進  
高齢者の社会参加促進
- 第4節 障害保健福祉対策
- 1 精神保健福祉センターの充実・強化  
精神保健福祉に関する知識の普及啓発

<p>関係機関に対する技術指導及び技術支援体制の充実 精神保健福祉相談及び精神科クリニック体制の充実 精神保健福祉関係職員に対する教育研修の実施 精神科デイ・ケアの充実 自殺予防対策 精神医療審査会、通院医療等判定会の開催</p> <p>2 障害福祉対策 障害者の理解促進と共生（共生社会づくり） 生活支援の充実（地域で生活するための支援） 生活環境の充実（地域で生活するための環境づくり） 保健・医療の充実（地域で生活するための保健・医療の支援） 教育の充実（障害児に対する適切な教育への支援） 雇用・就業の促進（地域で生活するための就労、就労等の支援） 情報バリアフリー化の推進（地域で生活するための情報支援） スポーツ・文化・芸術活動への参加促進（地域で生活するための活動支援）</p> <p>第4章 医療安全の確保と健康危機管理体制の構築</p> <p>第1節 医療安全対策</p> <p>1 医療サービスの質の向上 医療サービスの質の向上</p> <p>2 医療安全に向けた取組の推進 医療事故防止体制の強化 医療安全についての相談体制の充実</p> <p>3 院内感染防止に向けた取組の推進 院内感染防止の徹底 院内感染防止の啓発</p> <p>第2節 健康危機管理体制の構築</p> <p>1 健康危機管理対策 種々の事態を想定しての関係機関との連携体制の整備 健康危機に関する研修・訓練の充実 健康危機に対応するための医薬品等の備蓄と供給 食品の安全性確保対策の充実</p>	<p>食品の安全情報の提供 「青森県水道整備基本構想」の推進 小規模水道等の管理適正化及び水質検査励行の促進</p> <p>2 医薬品等の安全確保対策 不良・不正な医薬品等の健康被害発生防止 医薬品等に関する情報提供 備蓄供給体制の充実</p> <p>3 薬物乱用防止対策 薬物乱用防止活動の強化 医療用麻薬等の取扱施設に対する指導強化</p> <p>4 緊急被ばく医療対策 緊急被ばく医療体制の充実 資機材の整備 緊急被ばく医療関係者の人材育成</p> <p>第5章 保健・医療・福祉を担う人材の養成確保と資質の向上</p> <p>第1節 医師 医師確保対策を戦略的かつ一体的に推進する「良医を育むブランドデザイン」を引き続き推進 医師のキャリア形成を支援し、県内定着の促進を図る（ブランドデザイン・セカンダスナージへ）</p> <p>第2節 医師以外の保健医療従事者</p> <p>1 歯科医師 かかりつけ歯科医の推進 歯科医師の資質の向上</p> <p>2 薬剤師 薬局・医療施設従事薬剤師の確保 薬剤師の資質向上</p> <p>3 保健師、看護師等</p> <p>(1) 保健師 保健師の安定的養成・確保 保健師の資質の向上</p> <p>(2) 看護師等（助産師、看護師、准看護師）</p>
---	--

- 看護師等の養成力の確保
- 看護師等の県内定着の促進
- 看護師等の離職防止
- 看護師等の再就業促進
- 看護師等の資質向上
- 4 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の養成確保  
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の資質の向上
- 5 管理栄養士、栄養士  
行政管理栄養士・栄養士の配置促進  
管理栄養士・栄養士の資質の向上
- 6 介護サービス従事者  
介護サービスの周知と理解  
潜在的有資格者等の就業促進  
人材養成の推進
- 7 その他の保健医療従事者  
適正な人材の確保

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭